

居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー 重 要 事 項 説 明 書

〈令和7年4月1日現在〉

1. 事業所の相談窓口

電 話 : 03-6451-0204
相 談 時 間 : 午前9時00分～午後6時00分
担 当 : 管理者 楠木 順子

※ご不明な点がございましたら、何でもお気軽にお尋ね下さい。

2. 事業所の目的及び運営の方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおこなわれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係区市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 順信会 目黒整形外科内科 居宅介護支援センター
所在地	東京都目黒区目黒本町6-1-19 キミン堂ビル103号室
介護事業所番号	1371004639
サービス提供地域	目黒区・品川区一部 ☐ 目黒区一部 祐天寺、五本木、中目黒（3・4・5丁目）、目黒（3・4丁目）、中町、下目黒（3・4・5・6丁目）、中央町、目黒本町、鷹番、碑文谷、柿の木坂、平町、南、原町、洗足、大岡山 ☐ 品川区一部 小山台、西五反田（4・5・6丁目）、小山、荏原、平塚（2・3丁目）、中延（1・2丁目）、西中延（1・2丁目）、旗の台（1・6丁目）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

4. 事業所の従業員体制

管 理 者	鏑木 順子
虐待防止に関する責任者	鏑木 順子

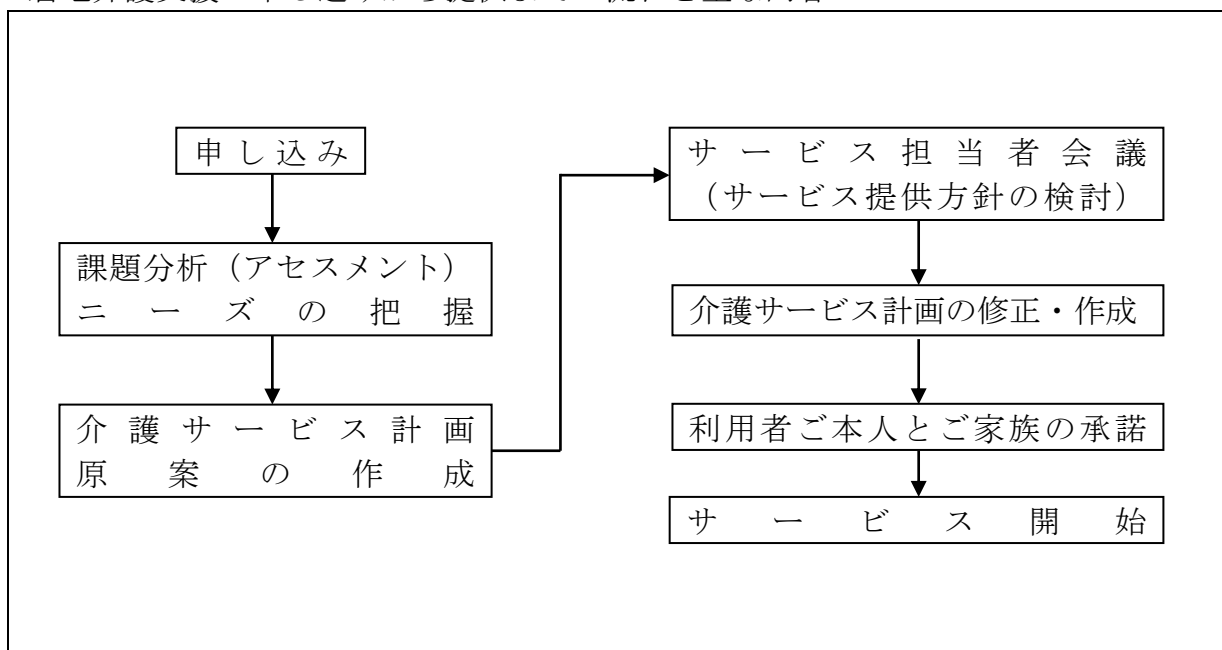
	業務内容	人数
管 理 者	事業所の運営及び業務全般の管理	常勤兼務 1名
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	常 勤 1名
介 護 支 援 専 門 員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	常 勤 1名
介 護 支 援 専 門 員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	非常勤 1名

5. 事業所の営業時間

営業日	営業時間
月曜～金曜日	午前9時00分から午後6時00分

但し、土曜日、日曜日、祝祭日、夏期休業日（8月13日から15日）、年末年始（12月30日から1月3日）までは休業です。

6. 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容



7. 利用料

(1) 利用料

居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヵ月あたり、次の通りです。

取り扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5	備考
I. 45件未満	12,266円	15,937円	
II. 45件～60件未満	6,145円	7,957円	
III. 60件以上	3,682円	4,765円	
初回加算	300円		1ヵ月につき
入院時情報連携加算Ⅰ	200円		1ヵ月につき
入院時情報連携加算Ⅱ	200円		1ヵ月につき
退院・退所加算	400円		1ヵ月につき
小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300円		1ヵ月につき
看護小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300円		1ヵ月につき
緊急時カンファレンス加算	200円		月2回限度
記録交付手数料	20円		1枚につき

○要介護または要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

○介護保険の対象であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

(2) 交通費

通常の業務の実施地域にお住まいの方にサービスを提供する場合は、交通費は無料とし、実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費相当額を徴収する。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所従業員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文章等でお申し出下さればいつでも解約できます。

2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文章で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①利用者が介護保険施設に入所した場合

②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③利用者がお亡くなりになった場合

(3) その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9. 感染症発生及びまん延等に関する事項

事業所は、感染症の発生及びまん延等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

1) 感染症発生及びまん延等の防止に関する定期的な委員会の開催

2) 従業員に対する感染症発生及びまん延等の防止を啓発・普及するための研修の実施

3) その他、感染症発生及びまん延等の防止のために必要な措置

10. 虐待防止に関する事項

1 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

1) 虐待の防止に関する責任者の選任及び定期的な委員会の開催

2) 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備

3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとする。

11. 業務継続計画の策定等に関する事項

1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. サービス内容に関する相談または苦情に関する窓口

(1) サービスに関する相談、苦情については、次の窓口で対応致します。

当 事 業 所 相 談 窓 口	電 話 番 号	0 3 - 6 4 5 1 - 0 2 0 4
	ファックス番号	0 3 - 6 4 5 1 - 0 2 1 4
	担 当 者	鏑木 順子
	対 応 時 間	午前9時00分～午後6時00分

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに管理者が連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。管理者が必要と判断した場合は、関係者の出席のもと検討会議を開催し、原因の究明と対応策の協議を行います。また、苦情等の申出者に、その結果又は解決に向けての対応策等の説明を行い理解（同意）を得られるよう努める。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 次の機関でも苦情申し出ができます。

目 黒 区 役 所 介 護 保 険 係 管 理 係	所 在 地	東京都目黒区上目黒2-19-15
	電 話 番 号	0 3 - 5 7 2 2 - 9 5 7 4
	対 応 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (月～金曜日) ※祝祭日・年末年始を除く
品 川 区 役 所 高 齢 福 祉 課	所 在 地	東京都品川区広町2-1-36
	電 話 番 号	0 3 - 5 7 4 2 - 6 9 2 7
	対 応 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (月～金曜日) ※祝祭日・年末年始を除く
東 京 都 国民健康保険 団 体 連 合 会 苦 情 相 談 窓 口	所 在 地	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
	電 話 番 号	0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 7
	対 応 時 間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月～金曜日) ※祝祭日・年末年始を除く

1 3. 利用にあたっての留意事項

1 サービスの変更・中止

体調不良・天候・災害・感染症拡大等の理由により、サービス提供が困難であると事業者が判断した場合は、サービス内容の変更または中止をしていただく場合があります。

2 サービス利用にあたっての禁止事項

従業員に対し身体的な力を使って危害を及ぼす、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為、性的な嫌がらせ等のハラスメント行為

1 4. 契約に関する留意事項

認知症等により契約に対する意思能力、判断能力が不十分な利用者との契約については、利用者の成年後見人又は、利用者の家族や、身元引受人による代理契約となります。又利用者に麻痺等があり、利用者本人の署名が得られない場合には、上記の方の署名代行となります。

1 5. 個人情報の取り扱いについて

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 当事業所は、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守いたします。
- 4 当事業所では、利用者様、ご家族様の個人情報について下記の目的に利用し、その取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。

「ご利用様・ご家族様の個人情報について」

☐当事業所内部での利用にかかる事項

- (1) 利用者様に対する介護サービス提供のための調整及び介護認定の申請及び更新・変更
- (2) 保険請求にかかる事務業務
- (3) 事故・苦情等の報告
- (4) 事業所内部における職員の資質の向上を目的とした事例研究

☐当事業所外部での利用に係る事項

- (1) 主治医との連絡調整及び情報提供
- (2) 行政機関及び他の介護サービス事業所との連絡調整等の連携
- (3) 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議の開催及び照会
- (4) ご家族等への心身の状況説明
- (5) 他の医療機関等への照会や意見・助言を求める場合
- (6) 審査支払機関への保険請求及び保険者等からの照会への回答
- (7) 賠償責任保険等に係る専門団体や保険会社等への相談及び届出

☐その他の利用に係わる事項

- (1) 行政機関等からの照会及び実地指導・外部監査等における情報提供等
- (2) 管理運営業務の維持・改善のための基礎資料

☐ご家族に関する個人情報の取り扱いについて

緊急連絡先として、又、サービス担当者会議等においてご家族のご意向をお伝えするためご家族の個人情報を用います。

16. 法人の概要

名 称	医療法人社団 順信会
代 表 者 名	理事長 青野 弘美
主たる事務所の 所 在 地	東京都目黒区目黒本町六丁目 1 番 2 号友愛ビル 1 階
電 話 番 号	0 3 - 5 7 2 5 - 3 6 7 7
業 務 の 概 要	○医療事業 目黒整形外科内科 上尾メディカルクリニック ○介護事業 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅介護支援

令和 年 月 日

事業所 所在地 東京都目黒区目黒本町6-1-19
キミン堂ビル103号室

担当・説明者

☐ はい ☐ いいえ

利用者 住 所

氏 名

ご家族 住 所

氏 名 続柄 ()

代理人 住 所

氏 名

別紙 重要事項説明書

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス区分	割合
訪 問 介 護	%
通 所 介 護	%
地域密着型通所介護	%
福 祉 用 具 貸 与	%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪 問 介 護	●●事業所 ●%	●●事業所 ●%	●●事業所 ●%
通 所 介 護	●●事業所 ●%	●●事業所 ●%	●●事業所 ●%
地域密着型通所介護	●●事業所 ●%	●●事業所 ●%	●●事業所 ●%
福 祉 用 具 貸 与	●●事業所 ●%	●●事業所 ●%	●●事業所 ●%